

## 教育委員会臨時会議事日程

令和5年5月26日（金）午前10時00分

- 1 会議録の承認
- 2 一般報告・その他報告事項  
「いじめ重大事態に関する再発防止策」令和4年度の取組状況について
- 3 審議案件  
教委第15号議案 横浜市立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則の一部改正について  
教委第16号議案 横浜市立小・中学校施設の建替え等に関する基本方針（原案）について  
教委第17号議案 教職員の人事について
- 4 その他

令和5年5月26日

## 教育委員会臨時会 一般報告

### 1 市会関係

- 5/17 本会議（第1日）正副議長選挙その他議会構成
- 5/22 こども青少年・教育委員会（教育委員会関係）
- 5/24 本会議（第2日）議案上程、質疑、付託

### 2 市教委関係

#### （1）主な会議等

#### （2）報告事項

- 「いじめ重大事態に関する再発防止策」令和4年度の取組状況について

### 3 その他

## 「いじめ重大事態に関する再発防止策」令和4年度の取組状況について

平成29年3月に公表した「いじめ重大事態に関する再発防止検討委員会報告書」に掲げる8項目34の取組について、横浜市いじめ防止基本方針の徹底を図り、学校と教育委員会事務局が一体となって進めています。「学校の取組」、「教育委員会事務局の取組」の2つの視点で令和4年度の取組状況を報告します。

### ～令和4年度の取組状況～

#### 1 学校の取組

##### (1) 「学校いじめ防止対策委員会」による組織的対応の徹底

市立小中学校（義務教育学校含む485校）における令和4年度のいじめ認知件数は、暫定値で12,331件となり、前年度に比べ4,775件（63.2%）増加しました。

いじめ防止対策推進法において、いじめは「心身の苦痛を感じている」という本人の主観的な判断に依拠して定義され、国は、「いじめの認知件数が多い学校は解消へ向けた積極的な取組がなされている」という肯定的な評価をする」と示しています。本市の3年度の児童生徒千人当たりのいじめ認知件数は全国平均を下回っており、さらなる積極的な認知に向け、取り組んできました。

「令和3年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」児童生徒千人当たりのいじめ認知件数：全国47.7人にに対し本市28.7人）認知の必要性への理解が進むとともに、4年度に認知件数が前年度に比べ大幅に増加できた理由の1つとして、校長研修を通じた認知への価値づけが挙げられます。「いじめの『積極的な認知』そして『その先へ』」をテーマに、校内研修にそのまま活用できるリーフレットを作成し、いじめを積極的に認知し、解消に向け具体的な取組を示すことで、「児童生徒を守ること」につながるという認識の浸透を図りました。

また、いじめの対応において組織的対応の中心となる児童支援・生徒指導専任教諭の研修では、事例検討を行い、いじめを察知する感度の向上を図りました。【いじめ認知件数】

さらに、早期に児童生徒のSOSを引き出し、それを確実に受け止めるために、5年度から、これまでの12月の無記名式アンケートに加え、5月に記名式のアンケートの全市一斉実施を開始します。今後も児童生徒の不安や辛い気持ちを早期に受け止め、積極的に認知を行い、再発防止、未然防止に繋がるよう努めます。

いじめ重大事態調査については、4年度は調査報告がまとまった1件について、公表ガイドラインに基づきHP等で調査結果を公表しました。

##### 【学校いじめ防止対策委員会の効果的な実践例】

- 全職員参加による学校いじめ防止対策委員会を毎月実施し、当該児童生徒の被害性に着目したいじめ認知のプロセスを、経験の浅い職員とも共有することで、全学年のいじめの早期発見、早期対応の取組が進んだ。
- 時間割を調整し、毎回の学校いじめ防止対策委員会にスクールカウンセラーが参加できる環境をつくった。スクールカウンセラーによる助言やスクールカウンセラーとの連携により、当該児童生徒だけでなく関係する児童生徒への支援が進んだ。
- 学校いじめ防止対策委員会に指導主事が参加し、助言を行い、積極的に認知するだけでなく、いじめの解消まで組織で進捗管理を行う取組が進んだ。

#### (2) 再発防止のための教職員研修の実施

各学校での組織的対応の中心となる校長や児童支援・生徒指導専任教諭に対して、法に基づいた取り組みが円滑にすむよう研修を行い、各学校での校内研修の実施を周知し取組の点検へつなげ、実効的な防止を図りました。なお、5年3月のいじめ重大事態の調査結果（公表版）を活用し、いじめ防止対

教育委員会一般報告資料  
令和5年5月26日  
人権教育・児童生徒課

策の再点検といじめ問題等への取組の徹底を全校へ周知しました。

放射線・被災地理解では、福島県へ教員を派遣し、被災地理解を進める教育や放射線教育について学ぶ研修を、福島県教育庁、富岡町教育委員会の協力のもと、3年ぶりに現地で開催しました。研修派遣後は、各々の参加者が研修を通して得られた学びをもとに、各学校において授業や教職員研修等を行い、放射線教育や被災地理解の取組をさらに推進しました。道徳教育推進教師の研修では、児童生徒が「思いやり」や「友情」について考えることを通して、いじめ防止の意識を高めていくように、学校の教職員が協力して組織的に指導することの重要性を周知しました。

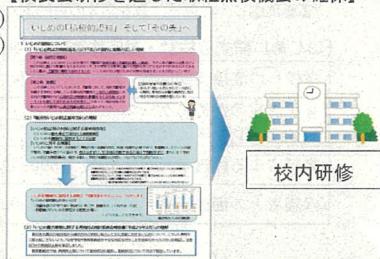
#### いじめ再発防止

- 校長への研修（各区校長会にて実施。小・中1回ずつ×18区）  
「いじめの『積極的な認知』そして『その先へ』」（リーフレット）
- 児童支援・生徒指導専任教諭への研修（毎月実施）  
いじめの定義、組織体制・対応の流れ、教育相談体制、地域や関係機関との連携、ネットいじめの現状と対策

#### 放射線・被災地理解

- 福島県での教員研修派遣の実施  
(受講者数77人、教育委員及び事務局スタッフ14人が参加)

#### 【校長会研修を通じた取組点検機会の確保】



#### (3) 子ども主体のいじめ未然防止の取組

##### ■ 横浜子ども会議

新型コロナ感染症拡大のため、3年度まで中止していた区交流会を開催することができました。中学校ブロックでの話し合いや各校での実践を経て、取組の発表を行いました。

南区では、元年度から「SNSでのいじめやトラブルを防ぐためには、どうしたらよいか」をテーマに話し合いを重ねてきました。4年度は、すべての学校で相手が見て嫌な気持ちにならないか「ネットの4K」（Kを頭文字とする「ぬくにんする、ぬんりする、ぬもちをかんがえる、○まつたらそうだんする」の4つのキーワード）について議論を行いました。また、このような学校での取組を地域や保護者へ広げていく方法についても検討しました。

##### 【南区子ども会議交流会より】

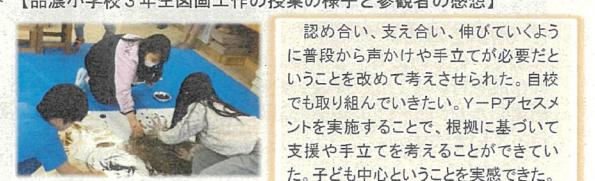


##### ■ 子どもの社会的スキル横浜プログラム（Y-P）の活用推進

子どもの社会的スキル横浜プログラム（Y-P）は、子どものコミュニケーション能力や人間関係を築く力（子どもの社会的スキル）を育むために、本市が開発した独自の指導プログラムです。教員が子どもや学級の状況を把握するための「Y-Pアセスメント」とコミュニケーション能力等を身に付けるための「指導プログラム」からできています。「Y-Pアセスメント」は、複数の教員で結果を分析し、具体的な支援策を講じることで、学級の中で子どもの自己肯定感が育まれ、仲間との関わりが豊かになることを指向しています。また、同一年度内に複数回実施することで子どもの心情の変化を把握することができるツールです。児童生徒一人ひとりの豊かな学びや心の成長を支える学校づくりを推進するために、横浜市立小中学校全体での活用を目指し、4年度からY-Pアセスメントの年間2回以上の実施を学校年間計画に位置付けました。4年度の実施結果は小学校93.8%（前年比17.6%増）、中学校76.4%（前年比47.8%増）となり、特に中学校で大幅に増加ましたが、全校実施へ向け、さらに学校を支援していきます。

##### Y-Pの活用を推進している品濃小学校

では、友達と関わり、互いに認め合い、試行錯誤して学びを深めていくY-Pの考え方を生かした授業づくりを全市立小中学校に向けて公開し、学校間での学びにつなげました。



## 2 教育委員会事務局の取組

### (1) 学校教育事務所による保護者や学校への積極的支援

#### ■指導主事による支援

学校が認知したいじめ事案に対し、指導主事による学校訪問や課題解決支援チームの派遣などにより、学校の組織的対応を支援しています。また、電話・面談等により保護者への支援を行い、いじめの早期解決を図っています。

#### ※ 課題解決支援チームの構成

：指導主事（学校担当、課題別担当）、SSW、学校支援員  
必要に応じ、心理学、教育学等の専門家が入ります。

#### 【いじめに関する検討・対応件数】4年度実績（3年度）

学校への直接支援回数	427回（503回）
意思決定のためのケース・カンファレンス実施回数	435回（370回）
電話による保護者等対応回数	590回（542回）
保護者との面談回数	183回（147回）

#### 【学校担当指導主事とSSWによる支援例】

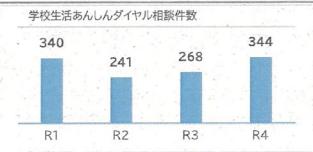
保護者が学校にいじめ被害を訴えたが、その時点では改善されず児童に登校しづらりが起きた。当該児童の母親は学校生活あんしんダイヤルに相談、当該児童の父親は学校担当指導主事に相談した。SSWと指導主事がそれぞれの立場で丁寧に話を聞き、保護者の思いを受け止め、当該児童の安心安全のために学校ができる事を整理することで、保護者と学校が協力して登校しづらりを解消することができた。

#### ■スクールソーシャルワーカー（SSW）による支援

SSWは課題解決支援チームの一員として、児童生徒や保護者の心情に寄り添い、それぞれのニーズや当事者間の関係性等に着目した課題整理を行い、福祉の側面から解決に向けた支援や再発防止等を図っています。4年度は、小・中・義務教育学校及び高校・特別支援学校での巡回型支援を継続するとともに、定時制高校や中学校夜間学級を担当するユースSSWを新たに配置し、チーム学校の一員として、いじめや不登校等の早期発見・早期対応に取り組みました。また、学校生活あんしんダイヤルで受け付けた相談のうち、158件（前年度151件）を学校教育事務所に引継ぎ、SSWを含めた課題解決支援チームとして支援を行いました。

#### 【学校生活あんしんダイヤルの役割】

コロナ禍で大幅に減少した相談件数は、通常登校に戻るとともに増加し、4年度は344件と元年度と同程度の水準になっています。いじめ（92件）や学校との関係（84件）に関する相談が半数程度を占めており、学校に相談しにくい悩みをあんしんダイヤルで早期にキャッチし、解決に向けて支援を進めています。



#### ■法律の専門家による支援

法律的な視点からの解決が必要な場合に、積極的に弁護士による法律相談を活用します。4年度は245回の支援実績があり、的確かつ迅速な課題の解決や円滑な学校運営に寄与しています。

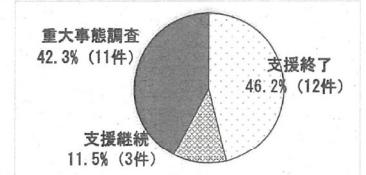
### (2) 学校では解決困難な事案に対する「緊急対応チーム」による支援

いじめの早期解決を図るため、課長、係長、指導主事（学校教育事務所兼務4人）、社会福祉職で構成する「緊急対応チーム」を教育委員会事務局（人権教育・児童生徒課）に設置しています。

学校だけでは解決困難な事案に対し、学校教育事務所と連携し、学校訪問や専門家を活用した支援により、事態の深刻化を防ぎ、早期解決を図ってきました。毎週開催する緊急対応チーム会議には統括SSWが参加し、福祉的な側面からの支援を強化しています。4年度に緊急対応チーム会議で支援の進捗管理を行った件数は26件（前年度32件）、緊急対応チームの指導主事が直接学校を訪問した件数は31件（前年度28件）です。

また、いじめに対する学校の取り組みがより円滑に進むよう、好事例を紹介した新たなリーフレットの作成を行いました。学校の組織的な対応力を強化するため、指導主事が学校いじめ防止対策委員会へ出席したり、リーフレットを活用して研修を実施したりするなど、引き続き、学校への支援を積極的に行っています。

#### 【緊急対応チーム取扱件数（26件）の内訳】



#### 【緊急対応チーム取扱件数】4年度実績

取扱件数 (カンファレンス実施)	うち支援終了※1	学校訪問※2	
		件数	回数
26件	12件	31件	延165回

※1 緊急対応チームとしての支援が終了した案件

※2 学校訪問のうちSSW等の専門家同行10件（延18回）

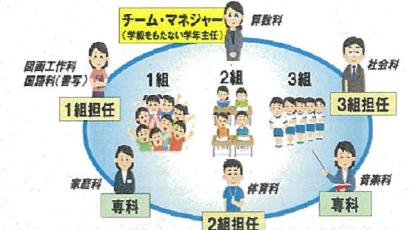
### (3) 児童一人ひとりを多面的にとらえるための組織体制の整備

教科分担制の導入による学年経営力強化の取組を小学校高学年中心に188校で実施しました。学年の多くの教員が児童に組織的に関わるために児童の変化を捉える機会が増え、いじめの未然防止につながりました。児童にとっては、相談できる教員が増えたことで、安心感にもつながっています。

また、小学校で教科分担制を経験した中学校1年生の多くが「中学校での教科担任制に慣れるのもスムーズだった」と回答したり、中学校の教員が、小中ブロックの小学校で外国語の授業を行ったりするなど、小学校から中学校への円滑な接続を図ることにもつながりました。

7年度の全校実施を目指し、5年度もさらに実施校を拡充して235校が取り組みます。

#### 【教科分担制イメージ図】



学級をもたないチーム・マネジャー（学年主任）が学年全体をマネジメントする。

#### ～着実な取組に向けて～

#### 『いじめ防止市民フォーラム』

横浜子ども会議10周年を迎えて、12月の「いじめ防止市民フォーラム」では、市立学校の代表校が集まり、ブースごとに分かれてポスターセッション形式で「いじめ防止の取組」について発表しました。その後、ポスターセッションを参考して考えたことをもとに、「いじめをなくすために、私ができること」について、協議を行いました。参加した児童生徒からは、「人によって、感じ方が考え方違う。お互いを尊重しながら、しっかりと関わっていくことが大切」「自校の取組が、本当にいじめの防止につながっているのか改めて考える必要がある。」

「今日のように、みんなでいじめについて話し合うことで気づくことがたくさんある。」といった意見が出されました。当日の様子は動画にまとめ、今後の各学校での取組に生かせるように全市立小中学校にDVDで配付し、取組内容の共有を図りました。

#### 『校内児童生徒支援体制の充実』

#### ■児童支援専任教諭の授業等を軽減するために配置されている非常勤職員の常勤化の拡充

小学校（義務教育学校（前期課程）を含む。以下「小学校等」という。）において、専任教諭が校内で組織的ないじめ対応の中心的役割を担うことができる条件を整えるため、授業時間数軽減のための非常勤職員の常勤化に取り組み、いじめの早期発見・早期対応へ向けて校内児童生徒支援体制の充実を図ってきました。

5年度をもって小学校等全校に児童支援専任教諭を定数配置しました。

#### 【特別支援教育コーディネーターとの兼務】

小学校に続き、5年度より中学校の生徒指導専任教諭が特別支援教育コーディネーターを兼務します。多様な背景をもつ児童生徒に、特別支援教育と児童生徒指導を関連づけて支援・指導を行い、子どもが社会の中でよりよく生きていこうとする力を高めています。

また、校内の支援体制を築くにあたって、職員の中心的な役割を果たし、問題行動の未然防止の視点をもち、担任が一人で抱え込まない組織的支援を図ります。

#### 【配付したDVD】



教委第 15 号議案

横浜市立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則の一部  
改正について

横浜市立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則の一部を改正す  
る規則を次のように定める。

令和 5 年 5 月 26 日提出

教育長 鯉渕 信也

### 提案理由

義務教育学校における学校運営協議会の委員数を 15 人以内から 20 人以内とするため、横浜市立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則の一部を改正したいので提案する。

横浜市立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 年 月 日

横浜市教育委員会

横浜市教育委員会規則第15号

横浜市立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則の一部を改正する規則

横浜市立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則（平成17年4月横浜市教育委員会規則第15号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「設置する場合」の次に「又は義務教育学校について設置する場合」を加える。

附 則

この規則は、令和5年7月1日から施行する。

「横浜市立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則」新旧対照表

現行	改正案
(委員の構成等) 第4条 協議会の委員は、15人（2以上の学校について一の協議会を設置する場合にあっては、20人）以内とし、次に掲げる者のうちから、教育委員会が任命する。 (以下省略)	(委員の構成等) 第4条 協議会の委員は、15人（2以上の学校について一の協議会を設置する場合又は義務教育学校について設置する場合にあっては、20人）以内とし、次に掲げる者のうちから、教育委員会が任命する。 (以下省略)  <u>附 則</u> この附則は、令和5年7月1日から施行する。

## 横浜市立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則の一部改正について

### 1 趣旨

学校運営協議会の委員の人数について、義務教育学校における協議会の委員数を20人以内とするため、横浜市立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則（以下「規則」という。）を一部改正します。

### 2 規則を一部改正する理由

義務教育学校は、小学校段階に相当する6年の前期課程及び中学校段階に相当する3年の後期課程から成り立っており、現在は一つの学校として、協議会の委員数は15人以内となっています。

協議会の設置については、規則第3条において、「小中一貫教育又は中高一貫教育を施す場合その他教育委員会が2以上の学校の運営に関し相互に密接な連携を図る必要があると認める場合には、2以上の学校について一つの協議会を設置することができる。」と定めています。

また、委員数については、規則第4条において、「協議会の委員は、15人（2以上の学校について一つの協議会を設置する場合にあっては、20人）以内」と定めています。

しかし、義務教育学校が9年間を通じて一貫した教育を行うために小学校と中学校の機能を併せ持っていることを考慮すると、実質的には2以上の学校について一つの協議会を設置している状況であるとみなすことができます。そのため、義務教育学校における協議会の委員数を、現在の15人以内から、「2以上の学校について一つの協議会を設置する場合」と同じ20人以内とするため、規則を一部改正します。

### 3 改正内容

現行	改正後（案）
(委員の構成等) 第4条 協議会の委員は、15人（2以上の学校について一つの協議会を設置する場合にあっては、20人）以内とし、次に掲げる者のうちから、教育委員会が任命する。（以下略）	(委員の構成等) 第4条 協議会の委員は、15人（2以上の学校について一つの協議会を設置する場合又は義務教育学校について設置する場合にあっては、20人）以内とし、次に掲げる者のうちから、教育委員会が任命する。（以下略）  附 則 この規則は、令和5年7月1日から施行する。

### 4 公布日

6月23日発行の横浜市報に登載して公布します。

### 5 施行日

令和5年7月1日から施行します。

### 6 意見公募手続

この規則改正は、横浜市規則等に係る意見公募手続実施要綱第3条第6号に該当するため、意見公募手続は実施しません。

## 横浜市立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則（02.04.01改正）

### （目的）

第1条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第47条の5の規定に基づき設置する学校運営協議会(以下「協議会」という。)の設置等に関し、必要な事項を定めるものとする。

### （趣旨）

第2条 協議会は、学校の運営及び当該運営への必要な支援に関して協議する機関として、横浜市教育委員会(以下「教育委員会」という。)及び校長の権限及び責任の下、保護者及び地域住民等の学校の運営への参画並びに保護者及び地域住民等による学校の運営への支援及び協力を促進することにより、学校と保護者及び地域住民等との間の信頼関係を深め、並びに学校の運営の改善並びに児童及び生徒の健全育成に取り組むものとする。

### （設置等）

第3条 教育委員会は、前条の趣旨が達成できると認められる学校について、協議会を設置することができる。ただし、小中一貫教育又は中高一貫教育を施す場合その他教育委員会が2以上の学校の運営に関し相互に密接な連携を図る必要があると認める場合には、2以上の学校について一の協議会を設置することができる。

2 協議会の設置に当たっては、校長からの申請によることができる。この場合において、教育委員会は、校長から提出される設置の狙い等が記載された申請書を考慮した上で、前条の趣旨に沿うと認める場合には、協議会を設置することができる。

3 協議会の設置に当たっては、各学校の保護者、地域住民及び校長の意見を反映するよう努めるものとする。

### （委員の構成等）

第4条 協議会の委員は、15人（2以上の学校について一の協議会を設置する場合にあっては、20人）以内とし、次に掲げる者のうちから、教育委員会が任命する。

- (1) 地域住民
- (2) 保護者
- (3) 協議会を設置する学校（以下「設置学校」という。）の運営に資する活動を行う者
- (4) 設置学校の校長
- (5) 学識経験者
- (6) 関係行政機関の職員
- (7) その他教育委員会が適当と認める者

2 委員の一部については、これを公募とすることができます。

3 設置学校の校長は、委員を推薦することができます。

4 教育委員会は、設置学校の校長から申出があったときは、第1項の委員の任命について、当該校長から意見を聴くものとする。

5 委員に欠員を生じたときは、教育委員会は、速やかに新たな委員を任命するものとする。

### （委員の任期等）

第5条 委員の任期は任命の日からその任命の日の属する年度の末日までとする。ただし、再任を妨げない。

2 任期途中の委員の交代等に伴う後任委員の任期は、前任者の残任期間とする。

### （委員の身分）

第6条 委員は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第3項に定める非常勤特別職職員とする。

### （委員の服務原則）

第7条 委員は、その地位を不当に利用するなど、その職の信用を傷つけ、又は委員の職全体の不名誉となるような行為をしてはならない。

2 委員は、法令等に特別の定めがある場合を除く他、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(報酬等)

第8条 委員の報酬及び費用弁償については、横浜市非常勤特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年8月横浜市条例第31号）第3条第3項の規定に基づき、市長と協議のうえ別に定める。

(協議会の役割)

第9条 設置学校の校長は、次に掲げる事項について、協議会の承認を得るものとする。

- (1) 教育目標及び運営方針
- (2) 教育課程の編成に関する基本方針
- (3) 予算の執行計画
- (4) 施設管理に関する基本方針

2 設置学校の校長は、前項の規定により承認を得た事項に基づき、当該設置学校の運営を行わなければならない。

3 協議会は、第1項各号に掲げる事項のほか、設置学校の運営に関する事項について、教育委員会又は当該設置学校の校長に対して意見を述べることができる。

4 協議会は、第2条に定める趣旨を踏まえ、設置学校の職員の採用その他の任用に関する事項について、教育委員会に対して意見を述べることができる。

5 協議会は、前2項の規定により教育委員会に意見を述べるときは、あらかじめ、設置学校の校長の意見を聴くものとする。

6 設置学校にあっても、当該設置学校の校長の意見具申権には変更は生じない。

7 教育委員会は、設置学校の校長の意見具申及び協議会の意見の内容を尊重し、その内容の実現に努めるものとする。

8 教育委員会は、協議会の意見と異なる任命権の行使を行う場合には、その理由を協議会に説明するものとする。

(学校の運営に関する評価等)

第10条 協議会は、毎年度1回以上、設置学校の運営状況等について評価を行うものとする。

2 協議会は、設置学校の運営について、地域住民等の理解、協力、参画等が促進されるよう努めるものとする。

3 協議会は、次に掲げる目的を達成するため、設置学校の運営及び当該運営への必要な支援に関する協議の結果に関する情報を積極的に提供するよう努めなければならない。

- (1) 設置学校の運営及び当該運営への必要な支援に関し、設置学校の所在する地域の住民、設置学校に在籍する児童又は生徒の保護者等の理解を深めること。
- (2) 設置学校と前号に掲げる者との連携及び推進すること。

(協議会の組織)

第11条 協議会に会長及び副会長を置く。

2 会長は設置学校の校長が指名し、副会長は会長が指名する。

3 会長は、会務を総理する。

4 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を行う。

(協議会の運営)

第12条 会長は、設置学校の校長と協議の上、協議会の会議を招集し、議事をつかさど

る。

- 2 会議の開催は、委員の半数以上の出席をもって行うものとする。
- 3 議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは会長の決するところによる。
- 4 会長は、必要があるときは、設置学校の校長から報告又は説明を求めることができる。
- 5 設置学校の校長は、必要があると認めるときは、当該設置学校の職員を出席させることができる。
- 6 前項までに定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は別に定める。

(研修等)

第13条 教育委員会は、委員に対して、協議会の役割及び責任並びに委員の役割及び責任等について正しい理解を得るために、必要な研修等を行うものとする。

(協議会の適正な運営を確保するために必要な措置等)

第14条 教育委員会は、協議会の運営の状況について、的確な把握を行い、必要に応じて指導及び助言を行うとともに、協議会の運営が適正を欠くことによって設置学校の運営に現に支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認められる場合には、協議会の適正な運営を確保するための措置を講じなければならない。

- 2 教育委員会及び設置学校の校長は、協議会が適切な合意の形成を行うことができるよう適切な情報の提供に努めなければならない。

(委員の解任)

第15条 教育委員会は、委員から辞任の申出があったときのほか、次の各号の一に該当すると認められるときは、委員を解任することができる。

- (1) 第7条の規定に違反したとき
- (2) 委員が心身の故障のために職務を遂行することができないとき
- (3) その他、解任するに相当する事由が認められるとき

- 2 設置学校の校長は、委員が前項各号の一に該当すると認めるとときは、速やかに教育委員会に報告しなければならない。

- 3 教育委員会は、委員を解任する場合には、その理由を示さなければならない。

(委任)

第16条 この規則において別に定めるとされている事項及びこの規則の施行に関し必要な事項は、教育長が定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成20年3月教委規則第9号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成20年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際にこの規則による改正前の横浜市立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則（以下「旧規則」という。）第4条第1項の規定により任命されている委員（当該委員の交代等に伴い任命された委員を含む。）については、旧規則第5条の規定は、当該委員が所属する学校運営協議会の旧規則第3条第3項に規定する指定期間が終了するまでの間に限り、なおその効力を有する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

## 横浜市規則等に係る意見公募手続実施要綱（抜粋）

### （適用除外）

第3条 次に掲げる規則等を定める手続については、この要綱の規定（次条を除く。）は、適用しない。

- (1) 条例等の施行期日について定める規則
- (2) 規則を定める行為が処分に該当する場合における当該規則
- (3) 法律又は条例の規定に基づき施設、区間、地域その他これらに類するものを指定する規則
- (4) 市の職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第1項に規定する地方公務員に該当する者をいう。以下同じ。）の給与、勤務時間その他の勤務条件について定める規則等
- (5) 審査基準、処分基準又は行政指導指針であって、法令若しくは条例等の規定により若しくは慣行として、又は規則等を定める機関の判断により公にされるもの以外のもの
- (6) 市の機関の設置、所掌事務の範囲その他の組織について定める規則等
- (7) 市の職員の礼式、服制、研修、教育訓練、表彰及び報償並びに市の職員の間における競争試験について定める規則等
- (8) 市の予算、決算及び会計について定める規則等（入札の参加者の資格、入札保証金その他の市の契約の相手方又は相手方になろうとする者に係る事項を定める規則等を除く。）並びに市の財産及び物品の管理について定める規則等（市が財産及び物品を貸し付け、交換し、売り払い、譲与し、信託し、若しくは出資の目的とし、又はこれらに私権を設定することについて定める規則等であって、これらの行為の相手方又は相手方になろうとする者に係る事項を定めるものを除く。）
- (9) 監査について定める規則等
- (10) 市の機関相互間の関係及び他の地方公共団体との関係について定める規則等

- (11) 地方独立行政法人法（平成 15 年法律第 118 号）の規定に基づき設立された法人その他別に定める団体の役員及び職員、業務の範囲、財務及び会計その他の組織、運営及び管理について定める規則等（当該法人の役員の解任を命ずる処分に係る規則等を除く。）
- (12) その他前各号に準ずる組織の内部関係について定める規則等